

# 加入時納入金 2026 (R8) 年 8 月 1 日～2027 年 (R9) 3 月 1 日

〔東京土建一般労働組合葛飾支部〕

(R8 年 8 月から組合費改定)

組合加入金	加入月のみ	500 円
組合費内訳	・組合費一般(5,175)－25歳未満(4,475)・会館建設金(100)★ ・どけん共済『A型(1,005)・S型(1,005)・B型(505)』 ・どけん生命共済『加入時64歳以下(520)』 ★ 4/1 現在70歳以上 (S31.4.1以前生れ)の方は不要です。	～24歳 A型 6,100円 25～59歳 A型 6,800円 60～64歳 S型 6,800円 65歳～ B型 5,780円 70歳～ B型 5,680円

どけん共済区分は加入月の1日現在の年齢が基準です

※25歳の誕生月の方＝誕生月の支払から一般区分に変更

例：4月2日以降生れ→4月の納入分(5月分から)

(A) 組合加入合計 ( ) 円

## 〔東京土建国民健康保険組合〕

	国保区分	都内居住	都外居住	区分事項	
本人 (後期高齢者支援金含む)	法人A種	41,250円	43,550円	法人事業主で所得400万円超の方	
	法人B種	37,050円	39,350円	法人事業主で所得200万円超400万円以下の方	
	法人C種	32,850円	35,150円	法人事業主で所得200万円以下の方	
	第1種	34,850円	37,150円	個人事業主で所得200万円超の方	
	第2種	28,450円	30,750円	一人親方、法人事業所の事業主以外の役員 所得200万円以下の個人事業主	( ) 種
	第3種	23,150円	25,450円	職人・労働者で35歳以上の方 (H3.4.1以前生れ)	( ) 円
	第4種			職人・労働者で30歳～34歳の方 (H3.4.2～H8.4.1生れ)	
	第5種	16,850円	19,150円	職人・労働者で25歳～29歳の方 (H8.4.2～H13.4.1生れ)	
	第6種	12,550円	13,750円	職人・労働者で20歳～24歳以下の方 (H13.4.2～H18.4.1生れ)	
	第7種	9,650円	10,850円	職人・労働者で20未満の方 (H18.4.2以降生れ)	
家族 4人まで	成人男性 <small>(高齢者支援金含む)</small>	12,100円×人数		23歳～59歳の男性 (S41.4.2～H15.4.1生れ) (学生・障害者・労務不能者を除く)	( ) 円
	一般	4,600円×人数		「成人男性・小中高相当・幼児」以外の家族	( ) 円
	中高校生相当	3,800円×人数		12歳～17歳の家族 (H20.4.2～H26.4.1生れ)	( ) 円
	小学生相当	3,000円×人数		7歳～11歳の家族 (H26.4.2～H31.4.1生れ)	( ) 円
	幼児	1,800円×人数		3歳～6歳の家族 (H31.4.2～R5.4.1生れ)	( ) 円
	乳児			2歳以下の家族 (R5.4.2以降生れ)	( ) 円
介護保険料	4,200円×人数		40歳～64歳の本人・家族(2号被保険者)	( ) 円	
子ども・子育て分保険料	500円×人数		18歳以上の組合員及び家族 (H20.4.1以前生れ)	( ) 円	

★土建国保に加入する本人及び家族の現在の保険種類の確認のため、保険証または、資格確認書(資格情報のお知らせ)のコピーが必要です。世帯包括の原則により、住民票上同一世帯の区市町村国保の家族は土建国保の扶養家族にならなければなりません。加入しない75歳未満の家族(社保等)は保険者種類をお知らせいただきます。

(B) 国保料合計 ( ) 円  
+  
国保入院共済金 + 150 円

総合計 (Aのみ・A+B+150) ( ) 円

★土建国保に加入する本人及び家族のマイナ保険証の保有状況についてお知らせいたします。

★土建国保の本人加入可能な年齢は、加入日現在で74歳以下です(75歳以上の方は後期高齢者医療制度の加入になります。)

★2026年度の保険料区分は介護保険を除き2026年4月1日現在の満年齢で決まります。加入日ではありません。

★家族国保料は4人まで、成人男性→一般→中相当→小相当→幼児区分の順で徴収します。

★介護保険料…年齢は誕生日の前日が年齢に達した日になります。 ※詳細はパンフレットをご参照いただくか葛飾支部にお問い合わせください。

# 建設業従事を証明する書類

個人事業主	常態として労働者（従業員）を使用している事業主
一人親方	常態として労働者（従業員）を使用しない事業主（労働者を使用する場合であっても年間100日未満の場合を含む）
外注	道具、材料（釘などの金物代など）を負担せず労務だけを請け負う形態で従事している

## ①個人事業主

- ・建設業許可通知
- ・個人事業所の開業等届出書の写し
- ・労働保険料申告書の控え、労働保険特別加入証明書
- ・所得税の確定申告書[B]の控え
- ・工事請負契約書、請求書（名前・住所・業種名必須）

※所得200万以下の場合は上記＋下記いずれかが必要

- ・住民税課税証明書
- ・住民税非課税証明書
- ・納税通知書
- ・住民税特別徴収税額通知書

## ②個人事業所の従業員（4人以下）

- ・源泉徴収票
- ・給料明細（事業所名必須）
- ・雇入通知書

※東京土建に加入していない事業主に雇用されている者は①の社名と業種が分かるものを提出

## ③一人親方、職人区分（外注・日当）

- ・建設業許可、登録電気工事事業登録証、建築士事務所登録証（建設業の職種、商号等が確認できる都道府県または市区町村等の地方自治体から受けた建設業に関する許可、認可、登録、名簿登載等の証明書類に変えても可能）
- ・所得税の確定申告書[B]の控え（屋号、職種、建設関連。e-Tax（ネット申告）の場合は要受付番号）
- ・労働保険料申告書の控え、労働保険特別加入証明書
- ・請負契約書、請求書、領収書
- ・委託（外注）証明書（原本）

上記のうちいずれか1つをお持ち下さい。ご不明な点がございましたら葛飾支部へお問合せ下さい。